

まちなか居住促進調査業務委託 仕様書

- 1 委託業務名 まちなか居住促進調査業務委託
- 2 委託場所 長野市中心市街地区域内
- 3 委託期間 業務委託締結の日～平成22年2月26日

4 業務内容

まちなかの居住人口の増加をめざすため、「まちなか居住促進検討会議（中心市街地活性化協議会専門部会）」（以下「検討会議」という。）の検討を踏まえ、次の業務を行う。

（1）調査業務

- ①まちなか居住に向けた事業モデルの作成（複数地区を選定し提案すること）
 - ・各地区における事業モデルの作成
 - ・各地区における事業シミュレーション
- ②事業モデルの実施に向けた各種方策の検討
 - ・主なターゲット
 - ・考えられる施策・事業
 - ・周辺環境の整備促進策
 - ・国等の補助事業の導入の検討
- ③事業モデルの実施に向けた取り組みの提案
 - ・自治体及び民間の役割

（2）調査報告書作成及びその他業務

- ①調査報告書の作成
- ②調査報告書作成に向けての各種背景分析
 - ・人口動向、世帯動向（長野地区中心市街地、長野市全体）
 - ・中心市街地の居住形態
- ③検討会議への出席（3回程度）、関係資料作成及び全国事例等の情報提供
 - ・他市の事例等情報の収集
 - ・検討会議の資料作成

5 提出書類

（1）業務着手時

- ・工程表
- ・業務責任者、主任技術者届け及び各履歴書

（2）業務完了時

- ・業務完了届
- ・成果品引渡書（納品書）

6 成果品

- | | |
|-------------------|------|
| （１）まちなか居住促進調査報告書 | １００部 |
| （２）同 概要版 | １００部 |
| （３）同 デジタルデータ（CD等） | １式 |

*（１）（２）については、印刷製本費を含む

7 予算限度額

４５０万円（税込み）

8 その他

- （１）成果品の著作権は㈱まちづくり長野に帰属するものとする。
- （２）業務のために収集した資料、情報等は許可なくして漏洩してはならない。特に個人情報については、注意すること。
- （３）業務に必要な資料等で㈱まちづくり長野において所有しているものは貸与する。なお、終了後は遅滞なく返還のこと。
- （４）検討会議の出席及び㈱まちづくり長野との打合せへの出張旅費、日当等の経費を含む。
- （５）この仕様書に疑義を生じた場合、あるいは定めのない事項については両者協議のうえ、決定する。

（以上）